

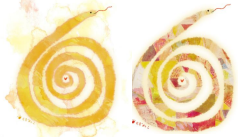


スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を



日本自立生活センター自立支援事業所 2014年3月28日発行 第36号



スキマ☆キャンドル☆ナイト



スキマ・ナイトの第3弾は、キャンドルの夕べです。

コミュニティーサロン・ファーストステップでつくっているろうソクランタンを灯し、揺れる光を見つめながら、交わりのときをもちたいと思います。

ファーストステップは、精神障害当事者の居場所づくりの活動をしています。精神障害当事者は地域の中で孤立しやすく、社会との接点が希薄になっていることが多いからです。

その活動のひとつがキャンドルの制作。ろうソクランタンは、蝋でつくったランタンに彫刻刀で彫りをいれてつくります。シールでデコレーションすることもできます。

今回は100~120個の色とりどりのろうソクランタンを灯します。

ランタンづくりが17:30から、キャンドルの点灯は18:30ごろから行います。

オリジナルのランタンをつくって、春の夕べに浮かび上がる美しい光を一緒に楽しみませんか？



日時:4月18日(金)17:30-19:30 (雨天延期)

ランタンづくり 17:30-18:30

☆彫刻刀で彫りをいれたり、シールでデコレーションをします。

キャンドル点灯 18:30-19:30 ごろ

場所:松の間(自立支援事業所の1階)

参加費:無料

担当:ファーストステップ



◆スキマ☆ナイトは、JCILの利用者さん・介助者さんをはじめ、どなたでも参加できる交流イベントです。ぜひお誘い合わせてご参加ください。



日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当:横川

TEL:075-682-7950 E-mail:jcil-kyoto@jcil.jp URL:<http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>



祝



京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと 暮らしやすい社会づくり条例 制定！

2014年3月11日、ついに京都府議会において差別をなくすための条例が全会一致で可決されました！

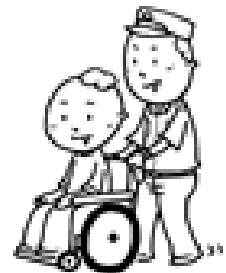
この条例づくりは、3年半ほど前から差別事例を集めることから始まり、検討会議や検討部会での議論、タウンミーティングやパブリックコメントでの意見募集などを経て、今回ついに形となりました。障害当事者や京都府、関係者などが共に力を出し合い、意見を交えてつくった、私たちの大切な条例です。

条例では、共生社会の実現のために、①障害を理由とした不利益取り扱いの禁止(福祉、医療、教育、商品・サービス提供、建物・公共交通、不動産、情報・コミュニケーション等)②社会的障壁の除去のための合理的配慮の実施 ③相談窓口の設置 ④解決のための調整機関の設置 ⑤共生社会実現のための施策の推進などが定められています。

画期的なのは、障害のある女性への配慮や、障害者に不快感を与える言動について相談できると明記されていることです。これは、JCILのメンバーをはじめ京都の当事者が何度も説明して大切さを理解してもらい、全国に先駆けて京都府で取り入れられることになりました。

条例の施行は2015年4月1日です。それまではガイドラインをつくったり、内容を理解してもらったり、相談体制や委員会、協議会を整備したりする準備期間です。私たちも、条例をしっかりと活用していくために、条例を理解したり、差別について考えたりすることを今からしていきたいと思います。条例についての勉強会もさまざまな形で開催する予定です(日程などはまたスキマタイムズでもお知らせしますね!)。ぜひ一緒に考えていきましょう!!

さて制定を記念して、ちょっと堅苦しいけど、前文や基本理念を読んでみませんか??
(長いので、少し要約しています。オリジナルもぜひ読んでみてね)。
府民みんなでこの理念を共有していけたらいいな、と思います。



◆前文(要約)◆

全ての者が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される社会が実現されることは、全ての人類の共通の思いである。この京都においても、府民一人ひとりの尊厳が重んじられるとともに、その基本的人権が尊重され、支え合う地域社会を築くために、先人たちによりたゆまぬ努力が重ねられてきた。

けれども、障害者が、障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたり、障害者に対する性別、年齢や障害の状態に応じた配慮が十分でないことなどにより、地域での安心して生活を妨げられたりする状況が今なお存在している。こうした状況の背景には、障害者の社会参加を制約する物理的な障壁や障害に関する理解の不足から生じる誤解、偏見等の意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。

そのため、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心していきいきと暮らしやすい共生社会を実現するためには、みんなが協力して差別や人権侵害をなくすとともに、社会的障壁を取り除き、障害への理解を十分に深めて、障害者の社会参加を支援する取組を推進することが必要である。

そこで私たちは、共生社会の実現を強く念願し、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し基本理念等を定め、その取組を府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

条例は京都府のホームページで読むことができます↓ぜひ読んでみてください。

<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/documents/honbun.pdf>

居場所づくり勉強会第26弾報告 ～「相談支援事業」って何？ セルフプランって？

「相談支援事業」—まだ聞き慣れない言葉。でも実は平成24年の法改正より、福祉サービスを利用している人には義務化されるものです。私たちも事前にしっかり分かっておきたい。そんな思いで今回の勉強会企画となりました。

2月28日(金)日本自立生活センター事務所にて行われた勉強会、参加した人たちは、自分たちが今使っている介助が変わってしまうのか？など、少し不安などを感じておられました。

「相談支援事業」とは、自分の福祉サービス利用を、第三者の目を通して計画して介護プランなどを考えていきたいと思いますというものです。でも、私たちは今まで、「自分のことは自分で決めたい！」という思いの中で日々を送っています。それを、第三者に委ねることへの違和感、抵抗感をどう考えていったらいいのか？

京都市は、今のところは、「セルフプラン」を推進しています。「セルフプラン」は、自分で介護プランを作成していきます。この方法を使えば、その後のケア会議などを設ける必要はなくなります。

人によっては、「相談支援事業」を利用した方がいい状況もあります。複数の事業所に受けてもらっている場合や、自分のことを考えること自体しんどく思う人、さまざまな困難なことを抱えてこんでしまっている人、少し、他者の介入があった方がいい場合もあります。自分の状況に応じて今後の「相談支援事業」を考えていきましょう。
(小泉浩子)

こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？

ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふう動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。ぜひ参加してみてください♪講師は石田久美さんです。

★ヨガ：全身をうごかすヨガ

日 時：4月10日(木)

18:15-19:30 (OPEN18:00)

場 所：油小路事務所2F

持ち物：動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費：無料

*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

◆基本理念(要約)◆

共生社会(全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会)の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての府民の問題として認識され、その理解が深められること。
- (6) 共生社会を推進するための取組は、府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下に行われること。

総合支援法に変わったよ！ えっ、ほんま？ Part+32

自立生活満喫中のリツコさん
でもあんまり難しい話は苦手…



もうすぐ4月やー。暖かくなってきたね！

季節の変わり目は体調崩す人も多いしね。
ともかく、新年度に入るね。
新しいこともけっこうあるかな？

ふんふん。これまでのおさらいやね。詳しくは忘れちゃったので、復習せんとあかんなあ。
けど、知的障害の人が重度訪問介護を使えるようになったり、グループホームの人がヘルパーや暮らし方を選択しやすくなるのはいいことだね。

そうなんや〜。まだ実感わかへんけど…。
うちはセルフプランでやろうかな。
難しくないやんな？

そっか、わかった。他には何が変わるかな…
消費税は3%増税して8%になるね。

そうなんや！ 数万円は、さすがにきついな。

そうやね。うちもがんばるわ！
また勉強会あったら参加しよ〜。

障害者制度改革について
勉強中のタクオさん
小難しいこともやさしく(?)解説



うん。桜も早めに咲き出したね。でも、花粉症の人にはちょっと大変かなー。

そうだね。まず、総合支援法の関係で、この4月から、
① 重度訪問介護の対象者が知的障害者等にも広がる
② ケアホーム・グループホームが、グループホームのみに一元化され、外部のヘルパー利用や一人暮らし(サテライト型)も可能になる。
③ 障害程度区分から、障害支援区分に変更される。
といった変化があるね。

うん。あっ、あと、これは2年前の自立支援法の改正のときに決まったことだけど、この4月以降から、相談支援事業の利用が全員必須になるね。受給者証の見直し時期が来たら、その案内も同時に来ると思うよ。セルフプランでやる人はそれでもオッケーなので、わざわざ他者にいろいろ評価、介入をされたくない人は、セルフでやったらいいと思うよ。

うん。求められることはそんなに多くないよ。できると思うよ。不安だったら、知ってそうな人にちょっとアドバイスもらったらいいよ。

そうだね。一年で200万円消費するとしても、6万円の負担アップだー。別件だけど、この4月には、生活保護基準額引き下げの第2段が行われるよ。一方で増税分程度は引き上げられるので、プラスマイナスはほぼゼロ。実質的には、やはり数万円の負担が発生するわけだ。

うん。あと一つ、先日3月11日に、障害者差別をなくすための京都府条例が成立したね。本格施行は来年の4月からだけど、一部、基本理念や啓発活動はこの4月から実施。まだ条例のことは知らない人多いから、こういう条例ができたよ、ってどんどん広めていかないとね。